



はい！こちら消費生活センターです

## 成年年齢引き下げで気を付けることは？ No. 1 ～消費者トラブル（もうけ話・クレジットカード編）～

令和4年(2022年)4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これまでに\*未成年者契約取消権により、取消しが可能だった18歳から19歳が成年となることで未成年者取消はできません。自分の判断だけで契約できるようになりますが、守るべき義務も発生し、責任が伴うことも自覚しましょう。\*未成年者取消:民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は原則として契約を取り消すことができる

今回は儲け話や借金・クレジットカードトラブルについてみていきましょう。

・友人や SNS で知り合った人などから、暗号資産や海外事業などへの投資など実体が分からない儲け話について「人に紹介すれば簡単に報酬を得られる」と勧誘され契約し、トラブルにあうケースが多くあります。→○「必ず儲かる」という甘い話はない。怪しいと思ったら連絡しない。○投資には必ずリスクがある(価格が変動し損をする可能性がある。)○高額な契約を勧誘されたり、話が違うと思ったらきっぱり断る勇気をもつ。○クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない。○被害者の立場から加害者になってしまうこともある(友達を失うことに)。

・成人し、クレジットカードを作ったが、限度額いっぱいまで買い物をして支払いができなくなってしまい、返済不能になるトラブルがあります。→○延滞に注意し、利用の際には支払い計画をたてて利用する。○手数料が発生する分割払い、リボ払いに注意する。○利用明細は必ず確認する。○悪質事業者から「クレジットで支払えばよい」とそそのかされても応じない。

不安に思ったり、トラブルで困った場合は消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

**☎0774-72-9955**（ナニ?キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）

※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-811-9002（電話のみ）

